

第5章 社会保障協定

1 社会保障協定の意義

外国に派遣される日本国民の増加に伴い、日本と外国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならない場合があるという二重加入の問題や、外国の年金制度に加入した期間が短いと年金給付を受けられない場合があるという保険料掛け捨ての問題が発生しています。

これらの問題に対し、適用される制度の調整によって二重加入を解消し、また年金期間の通算により年金受給権の確保を図ることを目的として社会保障協定の締結を進めています。

2 社会保障協定の締結

・発効済(予定を含む) 7カ国

-  ドイツ 平成 12 年 2 月協定発効
-  イギリス 平成 13 年 2 月協定発効
-  韓国 平成 17 年 4 月協定発効
-  アメリカ 平成 17 年 10 月協定発効
-  ベルギー 平成 19 年 1 月協定発効
-  フランス 平成 19 年 6 月協定発効
-  カナダ 平成 20 年 3 月協定発効予定

・署名済 1カ国

-  オーストラリア 平成 19 年 2 月協定署名

・政府間交渉中 2カ国

-  オランダ 平成 19 年 4 月大筋合意
-  チェコ 平成 19 年 6 月第 1 回交渉

・予備協議中 2カ国

-  スペイン
-  イタリア

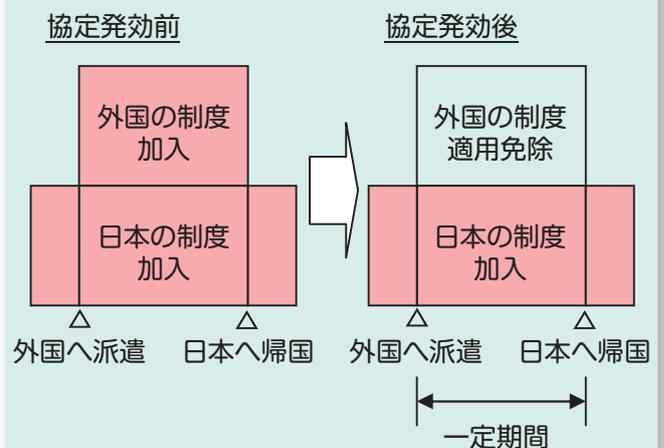
・日程調整中 2カ国

-  スウェーデン
-  スイス

3 二重負担の防止

社会保障協定により、日本又は外国の年金制度のいずれかのみに参加することとし、いずれの制度が適用されるかのルールを定めます。

＜図表5-1＞二重負担防止のイメージ



4 加入期間の通算

社会保障協定により、年金受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算することとします。その際、年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とします。

＜図表5-2＞加入期間通算のイメージ

【外国から日本に派遣され勤務していた人の例】

日本の老齢年金受給のために必要な加入期間は25年

